

第 8 章 在宅医療対策

1 プライマリ・ケアの推進

【現状と課題】

現 状

1 プライマリ・ケアの現状

- 地域住民が健康で安心な生活を送るためには、身近な医療機関で適切な医療が受けられ、疾病の継続的な管理や予防のための健康相談等を含めた包括的な医療（プライマリ・ケア）が受けられることが重要です。
- プライマリ・ケアの機能を担うのはかかりつけ医・かかりつけ歯科医であり、医療機関としては地域の診療所（歯科診療所を含む。）が中心になります。
- プライマリ・ケアにおいては、診療所の医師がかかりつけ医（歯科医）の役割を担うことが重要ですが、患者の大病院志向を背景として、その普及が進みにくい状況にあります。
- 診療所のうち一般診療所は毎年増加していますが、歯科診療所は平成30年から減少しています。また、一般診療所のうち有床診療所は毎年減少しています。（表8-1-1）
- 診療所を受診する外来患者の総数は、病院の外来患者の総数よりも多くなっています。（表8-1-2）
- **医薬分業の推進と地域住民による主体的な健康の維持増進を支援する健康サポート薬局制度や地域医療の中で多職種との連携等を通じて最適な薬物治療を提供する地域連携薬局の創設などにより、かかりつけ薬剤師・薬局の果たす役割も大きくなっています。**

2 プライマリ・ケアの推進

- プライマリ・ケアを担う医師・歯科医師には保健、医療だけでなく、福祉に係る幅広い知識が求められますので、大学医学部、歯学部卒前教育から医師臨床研修における教育が重要になります。
- 近年の医学の進歩に伴い、プライマリ・ケアで提供される医療は高度化かつ多様化しています。

課 題

- 健康づくりから疾病管理まで一人ひとりの特性にあったプライマリ・ケアが受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性について啓発する必要があります。
- 医療技術の進歩や医療機器の開発等により、在宅医療が多様化、高度化してきていることから、これに対応する医療従事者の資質の向上が求められています。
- 医師（歯科医師）は、臨床研修制度により、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を身につけることが必要です。
- プライマリ・ケアを推進するためには、診療所では対応できない高度な検査、治療等に対応するための病診連携を図ることが必要です。
- また、医療機器の共同利用や医療技術の向上に係る研修などを通じて、かかりつけ医等を支援する機能が必要です。

【今後の方策】

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町村等と連携を密にし、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性についての啓発を行うなど、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及に努めます。
- 医師、歯科医師の研修については、臨床研修病院などと連携し、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を習得するのに必要な指導体制を整備し、その資質の向上を図ります。

表8-1-1 一般診療所、歯科診療所数の推移（毎年10月1日現在）

区 分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	
一般診療所	有床診療所	512	494	473	449	432	408	384	363	343	324	302	286
	無床診療所	4,535	4,619	4,646	4,702	4,754	4,851	4,929	4,975	5,035	5,083	5,162	5,215
	計	5,047	5,113	5,119	5,151	5,186	5,259	5,313	5,338	5,378	5,407	5,464	5,501
歯科診療所	3,641	3,655	3,666	3,691	3,707	3,707	3,714	3,727	3,727	3,757	3,756	3,745	

資料：病院名簿（愛知県保健医療局）

表8-1-2 病院、一般診療所の外来患者数（単位：千人）

	病院					一般診療所				
	総数	通院	往診	訪問診療	医師以外の訪問	総数	通院	往診	訪問診療	医師以外の訪問
外来患者数	82.3	81.6	0.1	0.4	0.1	272	269.2	1.4	1.4	0
うち65歳以上（再掲）	44.9	44.4	0.1	0.3	0.0	135.7	133	1.4	1.3	0

資料：平成29年患者調査（厚生労働省）

注1：四捨五入により内訳の合計が総数と一致しない

注2：0.0は0人ではなく、50人未満を表記したもの

用語の解説

○ プライマリ・ケア

家庭や地域社会の状況を考慮し、個々の患者に起こるほとんどの健康問題に責任を持って対処する医師（歯科医師）が、患者と継続的な関係を持ちながら提供する身近で包括的な医療のことをいいます。小児科その他の医療スタッフが連携、協力します。

2 在宅医療の提供体制の整備

【現状と課題】

現 状

- 1 在宅医療の提供
- 寝たきりの高齢者や慢性疾患で長期の療養が必要な患者など、主として在宅での適切な医療を必要とする患者が増加しています。
 - 医療技術の進歩や発症早期からのリハビリテーションにより、病院を早期に退院できる患者が増えています。
 - 医療保険による在宅医療、介護保険による在宅サービスを実施している医療機関は、表8-2-1、表8-2-2、表8-2-3のとおりであり、全ての医療圏において在宅医療等が実施されています。
 - 日常の療養生活を支援するための、訪問診療を提供している医療機関は、平成29(2017)年10月時点において1,197か所となっています。
また、歯科医療の面から、訪問歯科診療を提供している歯科診療所は平成30(2018)年度において1,372か所、服薬指導の面から、訪問薬剤管理指導を実施する事業所は、令和3(2021)年1月現在で3,250か所となっています。
 - 24時間体制で往診に対応する在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所は、医療を必要とする高齢者が地域で安心して生活するために欠かせないものであり、令和3(2021)年1月現在における設置状況は、在宅療養支援病院は56か所、在宅療養支援診療所は850か所となっています。(表8-2-4)
また、歯科医療の面から支援する在宅療養支援歯科診療所は、令和3(2021)年1月現在で564か所となっています。(表8-2-5)
 - かかりつけ医からの指示により看護師が定期的に家庭訪問し、高齢者や家族の健康状態と介護状況に応じて必要な看護サービスを提供する訪問看護ステーションは、令和3(2021)年1月現在で811か所となっています。(表8-2-6)
 - 退院支援から生活の場における支援、急変時の対応、看取りまで、切れ目なく継続して適切な医療が行われるよう、それぞれの場面において、入院医療機関及び在宅医療機関、訪問看護ステーション等の連携が進んでいます。
 - 医療の継続性や退院に伴って新たに生じる問題の対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた支援を行う、退院支援担当者を配置している医療機関は、平成29(2017)年10月時点において166か所となっています。
 - 急変時に入院が必要と判断された場合に、24時間の受入れ体制を確保する、在宅療養後方支援病

課 題

- 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションの数などの指標のうち、全国水準を下回っているものもあり(表8-2-7)、こうした在宅医療サービスの提供において基盤となる資源をさらに充実させることが必要です。
- 複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを始め、地域市町村を主体とする新しい総合事業との連携による機能強化が必要です。
- 退院支援体制を強化させるためには、入院医療機関と在宅医療に係る機関との連携・協働を深めること、また、地域の実情を踏まえた共通ルール等の策定・運用が望まれます。
- 急変時に対応を行うことが可能な病院の確保を進める必要があります。

院は、令和3(2021)年1月現在で22か所となっています。

- 患者が住み慣れた地域で最期を迎えるための、在宅看取りを実施している医療機関は、平成29(2017)年10月時点において266か所となっています。
- また、NICU等への長期入院の後、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアを自宅で受けながら日常生活を営む小児等の患者も増加しています。県では、こうした小児在宅医療に対応できる医師等を増加させるための取組を県医師会等と連携し実施しています。
- なお、平成20(2008)年3月から運用を開始した「愛知県医療機能情報公表システム」において、地域で在宅医療を提供する医療機関に関する情報をインターネット上で提供しています。また、県歯科医師会では在宅医療に対応可能な会員医療機関の情報を「訪問歯科診療案内」で、県薬剤師会では「在宅医療受入薬局リスト検索」で提供しています。

2 医療と介護の連携

- 在宅医療の推進には、医療と介護の連携が重要であるため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員など、医療及び介護に係る様々な職種が互いの専門的知識を活かしながら、連携して患者・家族をサポートしていく体制を構築するための研修会が地域において実施されています。
- また、県としては、市町村からの相談に対し、助言・指導を行う相談窓口の設置や、市町村職員等を対象とした研修会の開催などにより支援を行っています。
- 多職種間で在宅患者の情報をリアルタイムで共有する、いわゆる在宅医療連携システムは、平成30(2018)年度から県内全ての市町村において導入されています。

3 地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者が地域において安心して暮らし続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築

- 在宅看取りを行う医療機関の充実及び、施設や後方支援を担う医療機関での看取り体制の強化を図り、入院医療機関等における相談体制も含め、患者の意思がより尊重される形で人生の終盤を地域で迎えることができる体制の整備を進める必要があります。
- 医師を始め小児在宅医療に対応できる人材のさらなる確保が不可欠であるとともに、福祉や教育との連携が必要です。

- 医療と介護の連携の推進は、介護保険法の地域支援事業として制度化され、市町村が主体となって、医師会等の関係団体と協力しながら実施することが求められています。
- 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業における取組で、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」や「在宅医療・介護連携に関する相談支援」、「在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」について、重点的支援が必要です。
- 在宅医療の提供体制において、情報通信技術が導入・普及されることは、在宅医療従事者の負担軽減の観点からも重要であり、市町村間での互換性確保、利活用のさらなる促進のため地域の関係者間で協議を進める必要があります。

に向けた取組を進めています。

- システムの構築には、医療・介護・福祉の連携が必要であり、地域における連携の中核的機関である地域包括支援センターでは、社会福祉士等専門職が、高齢者からの総合的な相談に対し助言を行うとともに、医療・介護・福祉の必要なサービスをつなぐ役割を果たしています。
- 地域包括支援センターは、制度横断的な連携ネットワークを構築して、取組を適切に実施する必要があります。

【今後の方策】

- 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション、在宅療養支援歯科診療所、訪問薬剤管理指導を実施する事業所を充実する方策について、医師会等の関係機関と連携し進めていきます。
- 既存病床数が基準病床数を上回る圏域において、在宅医療の提供の推進のために診療所に病床が必要な場合は、医療審議会医療体制部会の意見を聞きながら、医療法施行規則第1条の14第7項第1号の診療所として整備を図ります。 該当する診療所名は別表をご覧ください。
- 在宅療養支援歯科診療所については、在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備に係る経費の助成等財政的支援に努めます。
- 退院支援を充実させるため、広域的な退院支援ルールの策定を進めます。
- 在宅患者急変時における後方支援病院の確保を進めます。
- 在宅での看取りが可能な体制を確保するため、医療機関における適切な情報提供や相談体制のあり方、本人や家族の意思決定が困難な事例への対応方法など、人生の最終段階における医療提供体制に関する検討を進めます。
- 小児在宅医療に従事する医師等を増加させるための取組を医師会等関係団体と連携し進めていきます。
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、介護支援専門員、介護福祉士などの関係多職種がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制の構築に取り組む市町村を支援していきます。
- 市町村が行う、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいを地域において切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築していく取組を支援していきます。
- 将来の在宅医療に係る需要について、医療サービスと介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、県や市町村の医療・介護担当者等による検討を行っていきます。

【目標値】

○ 訪問診療を実施している診療所・病院	1,464施設 (平成30(2018)年度)	→	2,070施設
○ 在宅療養支援診療所・病院	906施設 (令和3(2021)年1月1日)	→	1,007施設
○ 機能強化型在宅療養支援診療所・病院	287施設 (令和3(2021)年1月1日)	→	301施設
○ 在宅療養後方支援病院	22施設 (令和3(2021)年1月1日)	→	27施設
○ 24時間体制を取っている訪問看護ステーション	713施設 (令和2(2020)年7月1日)	→	737施設
○ 機能強化型訪問看護ステーション	35施設 (令和2(2020)年7月1日)	→	39施設
○ 訪問歯科診療を実施している歯科診療所	1,372施設 (平成30(2018)年度)	→	1,666施設
○ 在宅療養支援歯科診療所	564施設 (令和3(2021)年1月1日)	→	794施設
○ 訪問薬剤管理指導を実施している事業所	3,250施設 (令和3(2021)年1月1日)	→	3,857施設
○ 退院支援を実施している診療所・病院	105施設 (平成30(2018)年度)	→	187施設
○ 在宅看取りを実施している診療所・病院	552施設 (平成30(2018)年度)	→	809施設
			(令和5(2023)年度)

用語の解説

- 在宅療養支援病院
在宅で療養している患者に対し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している病院のことで、平成20(2008)年度の診療報酬改定で「半径4km以内に診療所が存在しない」という基準のもと定義されましたが、平成22(2010)年度に基準が緩和され、「許可病床が200床未満の病院」についても認められることになりました。
- 在宅療養支援診療所
在宅療養支援病院と同様の機能を果たす診療所のことで、平成18(2006)年度の診療報酬改定において定義されました。
- 機能強化型在宅療養支援病院・診療所
在宅療養支援病院・診療所の施設基準に加え、在宅療養を担当する常勤医師数や、過去1年間の緊急往診実績、看取り実績等の基準を単独でまたは連携する複数の医療機関で備えている病院・診療所として東海北陸厚生局へ届出を行っているものを指します。
- 在宅療養後方支援病院
許可病床200床以上の病院で、当該病院を、緊急時に入院を希望する病院としてあらかじめ当該病院に届け出ている患者について緊急時にいつでも対応し、必要があれば入院を受け入れることができるものとして、平成26(2014)年度診療報酬改定において定義されました。
- 24時間体制を取っている訪問看護ステーション
訪問看護ステーションのうち、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制及び緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制が整備されているとして東海北陸厚生局へ届出を行っているものを指します。
- 機能強化型訪問看護ステーション
「24時間対応体制の訪問看護ステーション」のうち、ターミナルケア、超・準超重症児・重症度の高い患者の受入れ、介護保険の居宅介護支援事業所の設置等といった、機能の高いものとして、東海北陸厚生局へ届出を行っているものを指します。
- 在宅療養支援歯科診療所
在宅で療養している患者に対し、口腔機能の管理や緊急時の対応等の研修を修了した常勤の歯科医師、歯科衛生士を配置し、歯科医療面から支援する診療所のことで、平成20(2008)年度の診療報酬改定において定義されました。
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所
在宅で療養している患者に対し、医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を策定した上で、薬学管理、服薬指導等を行う保険薬局のことで、平成6(1994)年に創設されました。

表8-2-1 在宅医療サービスの実施状況（病院・一般診療所）

	総数	医療保険等による													
		総数		往診		在宅患者訪問診療		在宅患者訪問看護・指導		在宅患者訪問リハビリテーション指導管理		訪問看護ステーションへの指示書の交付		在宅看取り	
		施設数	実施率	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数
【病院】															
名古屋・尾張中部	132	82	62.1%	31	748	38	5,225	7	770	4	81	58	1,399	14	30
海部	11	8	72.7%	1	14	3	159	-	-	3	7	5	101	1	2
尾張東部	19	16	84.2%	7	322	11	1,239	4	131	1	2	12	507	3	6
尾張西部	20	13	65.0%	1	3	3	14	4	52	-	-	10	147	1	3
尾張北部	25	18	72.0%	6	32	5	381	3	100	-	-	14	301	2	3
知多半島	19	12	63.2%	5	27	5	356	2	9	2	16	9	200	2	3
西三河北部	18	13	72.2%	4	106	6	1,101	1	108	3	70	9	336	3	9
西三河南部東	15	10	66.7%	3	10	2	77	-	-	2	25	4	50	-	-
西三河南部西	23	17	73.9%	9	91	10	942	-	-	2	29	11	485	3	5
東三河北部	5	4	80.0%	2	13	3	120	1	1	1	14	2	16	2	2
東三河南部	37	28	75.7%	5	7	12	159	1	59	2	125	14	144	-	-
計	324	221	68.2%	74	1,373	98	9,773	23	1,230	20	369	148	3,686	31	63
【診療所】															
名古屋・尾張中部	2,187	779	35.6%	423	3,912	429	29,172	43	519	40	334	330	5,927	85	251
海部	214	100	46.7%	50	424	62	1,737	10	38	5	6	41	248	9	13
尾張東部	319	119	37.3%	63	363	61	3,063	4	37	6	35	55	490	11	18
尾張西部	337	134	39.8%	77	834	78	3,674	6	297	5	10	59	613	21	58
尾張北部	480	176	36.7%	89	1,173	103	7,217	18	948	13	38	67	753	20	55
知多半島	389	151	38.8%	92	868	93	4,663	14	280	9	70	69	708	25	42
西三河北部	275	90	32.7%	41	247	55	833	7	44	9	19	40	287	11	12
西三河南部東	257	96	37.4%	53	311	42	1,381	6	69	11	29	39	381	7	16
西三河南部西	389	148	38.0%	86	444	86	2,306	8	101	24	70	83	614	23	36
東三河北部	52	24	46.2%	7	15	12	85	3	22	-	-	12	42	3	3
東三河南部	448	142	31.7%	85	892	78	3,417	10	455	8	78	70	635	20	32
計	5,347	1,959	36.6%	1,066	9,483	1,099	57,548	129	2,810	130	689	865	10,698	235	536

	総数	介護保険による							
		総数		居宅療養管理指導 (介護予防サービスを含む)		訪問看護 (介護予防サービスを含む)		訪問リハビリテーション (介護予防サービスを含む)	
		施設数	実施率	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数
【病院】									
名古屋・尾張中部	132	37	28.0%	19	1,736	9	766	22	1,854
海部	11	5	45.5%	2	63	1	8	4	240
尾張東部	19	6	31.6%	4	226	3	241	4	170
尾張西部	20	4	20.0%	1	2	2	140	-	-
尾張北部	25	10	40.0%	4	153	3	186	3	359
知多半島	19	8	42.1%	4	147	3	92	6	500
西三河北部	18	5	27.8%	3	362	1	252	4	1,018
西三河南部東	15	5	33.3%	2	114	1	267	5	1,285
西三河南部西	23	8	34.8%	3	22	2	11	5	810
東三河北部	5	3	60.0%	3	77	1	1	3	302
東三河南部	37	13	35.1%	5	49	3	500	9	1,512
計	324	104	32.1%	50	2,951	29	2,464	65	8,050
【診療所】									
名古屋・尾張中部	2,187	273	12.5%	202	14,548	29	361	31	501
海部	214	34	15.9%	21	635	4	24	3	38
尾張東部	319	40	12.5%	25	971	5	40	8	544
尾張西部	337	38	11.3%	26	1,495	6	248	1	95
尾張北部	480	59	12.3%	38	2,074	9	151	14	301
知多半島	389	54	13.9%	42	1,573	5	67	8	777
西三河北部	275	18	6.5%	15	256	2	11	1	4
西三河南部東	257	26	10.1%	13	620	4	36	10	114
西三河南部西	389	48	12.3%	36	1,118	5	6	8	710
東三河北部	52	6	11.5%	2	26	1	4	1	2
東三河南部	448	57	12.7%	38	1,553	9	234	10	609
計	5,347	653	12.2%	458	24,869	79	1,182	95	3,695

資料：平成29年医療施設調査
(厚生労働省)

注：「実施件数」は、平成29年9月1か月の数

表8-2-2 在宅医療サービスの実施状況（歯科診療所）

	総数	在宅医療サービスを実施している											
		総数		訪問診療(居宅)		訪問診療(施設)		訪問歯科衛生指導		居宅療養管理指導(歯科医師による)		居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	
		施設数	実施率	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数
名古屋・尾張中部	1,531	350	22.9%	228	4,563	242	12,676	114	6,551	126	7,750	86	11,432
海部	136	42	30.9%	28	96	31	328	12	154	8	77	9	100
尾張東部	230	59	25.7%	43	654	41	2,611	23	1,276	26	1,493	18	1,411
尾張西部	235	50	21.3%	38	500	36	1,604	27	2,166	22	500	16	828
尾張北部	345	92	26.7%	64	280	60	1,417	23	790	29	484	19	571
知多半島	253	85	33.6%	54	642	57	1,722	25	1,003	32	1,196	21	1,145
西三河北部	177	40	22.6%	26	144	26	435	15	194	11	154	9	142
西三河南部東	178	33	18.5%	18	111	22	238	5	93	9	164	8	162
西三河南部西	291	70	24.1%	46	288	43	1,072	19	810	21	778	13	370
東三河北部	29	11	37.9%	6	25	8	127	2	57	3	12	2	12
東三河南部	330	75	22.7%	51	282	43	1,397	22	958	22	237	17	391
計	3,735	907	24.3%	602	7,585	609	23,627	287	14,052	309	12,845	218	16,564

資料：平成29年医療施設調査（厚生労働省）

注：「実施件数」は、平成29年9月1か月の数

表8-2-3 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数

名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	計
1,200	133	222	241	305	247	173	150	239	23	317	3,250

資料：令和3年1月1日（診療報酬施設基準）

表8-2-4 在宅療養支援病院・診療所の設置状況

医療圏	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	計
在宅療養支援病院	24	3	5	3	3	2	5	1	6	0	4	56
在宅療養支援診療所	357	36	58	67	88	62	41	29	53	2	57	850

資料：令和3年1月1日（診療報酬施設基準）

表8-2-5 在宅療養支援歯科診療所の設置状況

名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	計
227	23	46	46	54	54	25	9	36	7	37	564

資料：令和3年1月1日（診療報酬施設基準）

表8-2-6 訪問看護ステーションの設置状況

名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	計
384	25	46	63	65	55	36	30	58	2	47	811

資料：令和3年1月1日（愛知県内介護保険事業所一覧）

表 8-2-7 在宅医療基盤の本県と全国の比較

指標名		全国	愛知県	資料
在宅療養支援診療所	診療所数（人口 10 万対）	11.5	10.0	28 年 3 月診療報酬施設基準
	病床数（人口 10 万対）	23.1	11.2	
在宅療養支援病院※	病院数（人口 10 万対）	0.87	0.46	28 年 3 月診療報酬施設基準
	病床数（人口 10 万対）	88.2	46.1	
在宅療養支援歯科診療所（人口 10 万対）		4.79	4.01	28 年 3 月診療報酬施設基準
訪問看護ステーション数（人口 10 万対）		7.30	7.05	29 年介護サービス施設・事業所調査
訪問看護ステーション従業者数（人口 10 万対）		51.91	51.17	29 年介護サービス施設・事業所調査 （保健師、助産師、看護師、准看護師、PT、OT）
24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数	保健師（人口 10 万対）	0.66	0.48	29 年介護サービス施設・事業所調査
	助産師（人口 10 万対）	0.04	0.11	
	看護師（人口 10 万対）	28.4	29.5	
	准看護師（人口 10 万対）	2.71	3.15	
	理学療法士（人口 10 万対）	6.05	6.34	
	作業療法士（人口 10 万対）	2.64	2.01	
麻薬小売業免許取得薬局数（人口 10 万対）		38.5	35.8	令和 2 年麻薬・覚醒剤行政の概況
訪問薬剤管理指導の届出施設数（人口 10 万対）		36.0	38.9	28 年 3 月診療報酬施設基準
訪問リハビリテーション事業所数（人口 10 万対）		3.02	2.38	27 年度介護給付費等実態調査

※ 在宅療養支援病院は「半径 4 km 以内に診療所が存在しないこと又は許可病床数が 200 床未満」の場合に認められるものであるため、本県と全国をその数で比較する際は注意を要する。